

# 『西都商工会議所ギフト券』事業概要

## 1. 目的

経済の急激な下落に伴い、全国的に安価な商品へと流出している。このことは西都市内においても例外ではなく、市内の購買力は宮崎市へ流出しているのが現状といえる。このことを踏まえ、市内購買力の永続的な流出防止を目的として本商品券を発行する。

## 2. 事業の概要

- |        |   |
|--------|---|
| ①発行団体  | 西都商工会議所   |
| ②参加店数  | 西都市内商工業者（315店舗 令和2年10月20日現在）                              |
| ③参加資格  | 西都市内において事業を営み、且つ店舗を有する事業者                                 |
| ④換金手数料 | 参加店は商品券による売上に対し換金手数料として、<br><u>西都商工会議所会員1% 非会員5%を支払う。</u> |
| ⑤販売方法  | 西都商工会議所、西都ショッピングセンターパオでの窓口販売                              |
| ⑥換金方法  | 西都商工会議所にて宮崎銀行西都支店小切手の振出しにより換金                             |

## 3. 商品券

- |           |   |
|-----------|---|
| ①商品券の名称   | 「西都商工会議所ギフト券」                                     |
| ②発行額面     | 500円券・1,000円券                                     |
| ③使用期間     | 発効日より6ヶ月間   |
| ④プレミアム率   | 無し  |
| ⑤販売単位     | 1枚から  |
| ⑥販売先      | 市内外消費者  |
| ⑦購入限度額    | 購入限度額は設けない。                                       |
| ⑧利用限度額    | 1商品に利用できる金額の限度額は設けない                              |
| ⑨取扱事業者    | 西都市内すべての事業所を対象とするが、参加店の申込み手続きをした事業所とする。           |
| ⑩利用対象商品   | 参加店が取扱う全ての業務（商品、サービス）を対象とし、商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う。 |
| ⑪つり銭、払い戻し | 応じない。   |

## 4. 商品券使用厳守事項（商品券への記載事項）

- ①本券購入後の返品は出来ません。
- ②本券は西都市内の参加店のみに使用できます。
- ③本券は現金とのお引換えはできません。
- ④本券での公共料金の支払い、他の商品券及び有価証券の購入は出来ません。
- ⑤本券の盗難、紛失について発行者はその責任を負いません。
- ⑥本券使用時、つり銭は支払われません。

